

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成 24 年 1 月
(修正版)

内閣府男女共同参画局

1. 目標

国の審議会等における女性委員の割合については、平成22年12月17日に閣議決定した「第3次男女共同参画基本計画」に、次のような目標を設定している。

〔審議会等の委員について〕

国の審議会等委員について、平成32年(2020年)までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の40%未満とならない状態(女性委員の割合が40%以上60%以下)を目指す。

〔審議会等の専門委員等について〕

臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32年(2020年)までのできる限り早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となることを目指す。

2. 調査結果

平成23年9月30日現在の国の審議会等における女性委員の参画状況に関する調査結果は以下のとおり(〔 〕内は、平成22年9月30日現在の数字)。

《審議会等の委員について》

- ① 国の審議会等委員1,723人のうち、女性は572人で、女性委員の占める割合は33.2%〔1,708人のうち577人、33.8%〕となり、調査開始以来、初めて減少した(表1)。
- ② 女性委員を含む審議会等は108のうち105で、全体の97.2%〔105のうち102、97.1%〕である(表1)。女性委員を含まない審議会は、証券取引等監視委員会、政治資金適正化委員会及び検察官適格審査会である〔証券取引等監視委員会、政治資金適正化委員会及び検察官適格審査会〕。
- ③ 女性委員の割合が高い府省を順番にみると、農林水産省(37.0%)、外務省(36.8%)、財務省(36.1%)、防衛省(35.0%)、環境省(34.9%)となっている(表2)。また、平成22年9月30日現在と比べて女性委員の割合が1ポイント以上増加したのは、総務省(1.0ポイント増で33.6%)のみである。
- ④ 委員の種類別に女性委員の参画状況をみると、職務指定3.9%、団体推薦26.3%、これら以外34.9%となっており〔職務指定5.8%、団体推薦25.3%、これら以外35.2%〕(表3)、職務指定と団体推薦による委員数が全体に占める割合は9.1%と少ないものの、うち女性が占める割合は依然低い状況にある。
- ⑤ 女性委員の割合が40%以上60%以下の審議会等は108のうち30で、全体の27.8%である(表4)。
- ⑥ 会長が女性の審議会は、食品安全委員会、文化審議会、水産政策審議会、経済産業省独立行政法人評価委員会、自衛隊員倫理審査会及び防衛人事審議会である〔食

品安全委員会、文化審議会、農林物資規格調査会及び化学物質審議会]。

《審議会等の専門委員等について》

- ① 国の審議会等における専門委員等 8,412 人のうち、女性は 1,550 人で、女性委員の占める割合は 18.4% [8,752 人のうち 1,514 人、17.3%] となり、昨年より増加している(表 5)。
- ② 女性の専門委員等を含む審議会等は、専門委員等を有する 69 の審議会等のうちで 67、97.1%である [66 審議会等のうち 66、100%] (表 5)。
- ③ 女性の専門委員等の割合が高い府省を順番にみると、外務省(100%)、総務省(29.2%)、文部科学省(24.8%)、財務省(24.1%)、厚生労働省(21.4%)となっている(表 5)。
- ④ 女性の専門委員等の占める割合が 30%以上の審議会等は 8 で、専門委員等を有する審議会等のうち 11.9%である。

【参考】平成 18 年 4 月 4 日男女共同参画推進本部決定における目標について

平成 18 年 4 月 4 日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」において、次のような目標を設定していた。(参考 4)

[審議会等の委員について]

- 平成 32(西暦 2020)年までに、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数の 10 分の 4 未満とならない状態を達成するよう努める。
- 当面の目標として、平成 22(西暦 2010)年度末までに、女性委員の割合が少なくとも 33.3%となるよう努める。

[審議会等の専門委員等について]

- 平成 32(西暦 2020)年までのできるだけ早い時期に、女性委員の割合が少なくとも 30%となるよう努める。
- 当面の目標として、平成 22(西暦 2010)年度末までに、女性委員の割合が 20%となるよう努める。

審議会等の委員については、昨年度の調査において 33.8%(平成 22 年 9 月 30 日現在)となり、33.3%を初めて上回った。一方、審議会等の専門委員等については、調査開始以来増加傾向にあるものの、20%には至っていない。

表1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

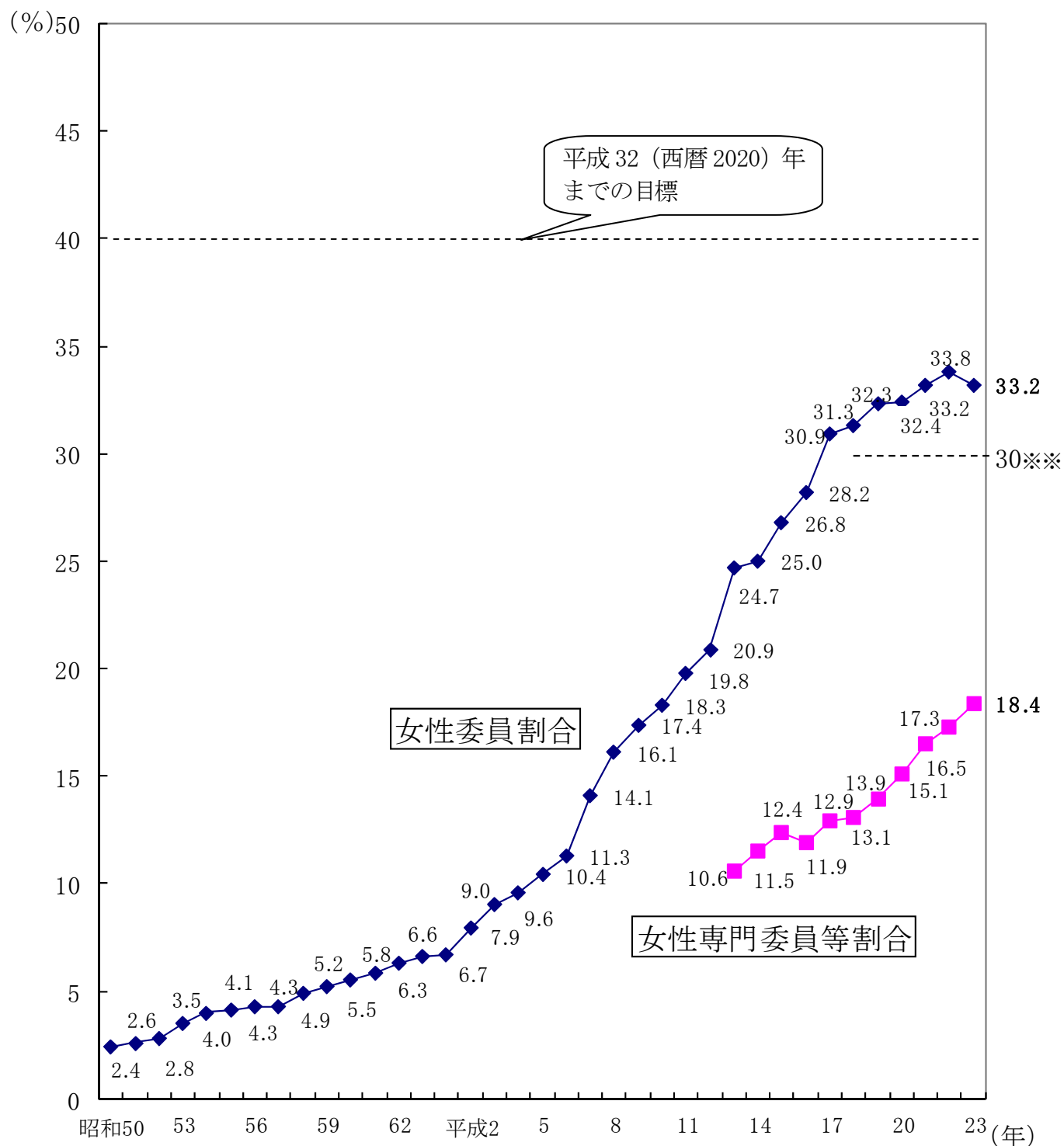
調査時点	審議会 総数	女性委員 を含む 審議会数	女性委員 を含む 審議会の 割合(%)	委員総数 (人)	女性委員 数(人)	女性委員 の割合 (%)	専門委員 等総数 (人)	女性の 専門委員 等数(人)	女性の 専門委員 等の割合 (%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4			
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1			
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5			
平成2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9			
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0			
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6			
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4			
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3			
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1			
8年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1			
9年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4			
10年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3			
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8			
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9			
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7	7,201	763	10.6
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0	8,114	935	11.5
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8	8,815	1,091	12.4
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2	9,885	1,180	11.9
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9	9,039	1,165	12.9
18年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	31.3	9,921	1,304	13.1
19年9月30日	113	111	98.2	1,872	604	32.3	9,446	1,314	13.9
20年9月30日	111	109	98.2	1,873	607	32.4	9,706	1,461	15.1
21年9月30日	109	106	97.2	1,779	591	33.2	8,646	1,425	16.5
22年9月30日	105	102	97.1	1,708	577	33.8	8,752	1,514	17.3
23年9月30日	108	105	97.2	1,723	572	33.2	8,412	1,550	18.4

国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく国の審議会等（調査時点において、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命中であるもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。）を対象に、内閣府が調査した。

専門委員等（臨時委員、特別委員及び専門委員）とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



※ 平成 17 年 9 月 30 日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほかに試験委員が含まれている。

※※ 専門委員等における、平成 32 (西暦 2020) 年までの目標。

表2 府省別女性委員の参画状況

(平成23年9月30日現在)

府省庁	審議会数		委員数												
	女性含む	総数	職務指定				団体推薦			その他					
			総数	女性	割合(%)	平成22年割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)			
内閣府	14	14	161	55	34.2	35.8	18	0	0.0	-	-	-	143	55	38.5
金融庁	6	5	66	18	27.3	28.6	-	-	-	7	0	0.0	59	18	30.5
総務省	13	12	152	51	33.6	32.5	1	0	0.0	6	3	50.0	145	48	33.1
法務省	6	5	63	19	30.2	30.6	13	0	0.0	11	4	36.4	39	15	38.5
外務省	2	2	19	7	36.8	47.4	-	-	-	-	-	-	19	7	36.8
財務省	5	5	108	39	36.1	35.8	6	0	0.0	-	-	-	102	39	38.2
文部科学省	11	11	245	79	32.2	32.5	-	-	-	31	7	22.6	214	72	33.6
厚生労働省	14	14	306	101	33.0	33.5	2	0	0.0	14	4	28.6	290	97	33.4
農林水産省	8	8	165	61	37.0	38.2	2	0	0.0	1	0	0.0	162	61	37.7
経済産業省	9	9	155	48	31.0	30.7	3	0	0.0	3	3	100.0	149	45	30.2
国土交通省	12	12	200	65	32.5	33.9	31	3	9.7	7	0	0.0	162	62	38.3
環境省	3	3	43	15	34.9	34.9	-	-	-	-	-	-	43	15	34.9
防衛省	5	5	40	14	35.0	35.9	-	-	-	-	-	-	40	14	35.0
合計	108	105	1,723	572	33.2	33.8	76	3	3.9	80	21	26.3	1,567	548	35.0

表3 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成23年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	職務指定、団体推薦以外
委員総数(A)	1,723人	76人	80人	1,567人
女性委員数(B)	572人	3人	21人	547人
女性割合(B/A)	33.2%	3.9%	26.3%	34.9%

表4 女性委員の割合が40%以上60%以下の審議会等

内閣府 (6/14)	法務省 (3/6)	経済産業省 (1/9)
官民競争入札等監理委員会	検察官・公証人特別任用等審査会	計量行政審議会
内閣府独立行政法人評価委員会	日本司法支援センター評価委員会	国土交通省 (2/12)
公文書管理委員会	中央更生保護審査会	社会資本整備審議会
原子力委員会	外務省 (1/2)	土地鑑定委員会
情報公開・個人情報保護審査会	外務省独立行政法人評価委員会	環境省 (1/3)
沖縄振興審議会	財務省 (2/5)	環境省独立行政法人評価委員会
金融庁 (0/6)	関税等不服審査会	防衛省 (3/5)
総務省 (7/13)	国税審議会	自衛隊員倫理審査会
退職手当・恩給審査会	文部科学省 (0/11)	防衛施設中央審議会
政策評価・独立行政法人評価委員会	厚生労働省 (2/14)	防衛調達審議会
年金業務監視委員会	援護審査会	
国地方係争処理委員会	肝炎対策推進協議会	
消防審議会	農林水産省 (2/8)	
電波監理審議会	農林水産省独立行政法人評価委員会	
電気通信紛争処理委員会	獣医事審議会	
計 30 / 108 (27.8%)		

表5 府省別女性の専門委員等の参画状況

(平成23年9月30日現在)

府省庁	専門委員等を有する審議会数		専門委員等数			
		女性含む	総数	女性	割合(%)	平成22年割合(%)
内閣府	8	8	576	118	20.5	22.8
金融庁	3	3	207	14	6.8	5.6
総務省	6	6	401	117	29.2	24.1
法務省	1	1	89	12	13.5	12.7
外務省	1	1	1	1	100.0	25.0
財務省	4	3	79	19	24.1	19.0
文部科学省	10	10	2,036	505	24.8	23.0
厚生労働省	9	9	1,465	313	21.4	20.4
農林水産省	7	6	313	49	15.7	17.5
経済産業省	9	9	1,675	163	9.7	8.6
国土交通省	8	8	865	147	17.0	15.4
環境省	3	3	705	92	13.0	11.6
合計	69	67	8,412	1,550	18.4	17.3

表6 委員の種類別女性の専門委員等の参画状況

(平成23年9月30日現在)

	計	臨時委員	特別委員	専門委員
専門委員等総数(A)	8,412人	3,941人	462人	4,009人
女性専門委員等数(B)	1,550人	682人	94人	774人
女性専門委員等割合(B/A)	18.4%	17.3%	20.3%	19.3%

(参考1)

重要政策会議における女性議員等の割合

重要政策会議とは、内閣府設置法第18条に基づき内閣府に設置されている4つの会議（①経済財政諮問会議、②総合科学技術会議、③中央防災会議、④男女共同参画会議）のことをいう。内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を目的とし、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長として、関係大臣と有識者から構成されている。

平成23年9月30日現在の重要政策会議における女性議員等の割合は以下のとおりとなっている。

1. 女性議員・委員の参画状況

(平成23年9月30日現在)

会議名	議員・委員数								
	(議長・会長を含む)			国務大臣等*			有識者等		
	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
経済財政諮問会議	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0
総合科学技術会議	15	2	13.3	8	0	0.0	7	2	28.6
中央防災会議	26	3	11.5	18	2	11.1	8	1	12.5
男女共同参画会議	25	8	32.0	13	2	15.4	12	6	50.0

※ 内閣総理大臣又は国務大臣、関係機関(国の行政機関を含む)の長をもって充てることとされている議員・委員を指す。

2. 女性の専門委員の参画状況

(平成23年9月30日現在)

会議名	専門委員数		
	総数	女性	割合(%)
経済財政諮問会議	0	0	0.0
総合科学技術会議	43	13	30.2
中央防災会議	43	7	16.3
男女共同参画会議	36	19	52.8

(参考2)

審議会等における委員等の公募の状況について

平成18年4月4日の男女共同参画推進本部決定においては、「委員の人選に当たっては、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努める。」とされている。

平成12年度以降の公募状況については、食品安全委員会（内閣府所管）、食料・農業・農村政策審議会、農林物資規格調査会、林政審議会、水産政策審議会、獣医事審議会、農業資材審議会（以上農林水産省所管）の7審議会等において実績があった。

1. 平成12年度以降の公募実績

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
					女性		女性	
内閣府	食品安全委員会	専門委員	若干名	40	17	4	4	H19.7.2~H19.8.10
		専門委員	若干名	47	33	4	4	H21.6.11~H21.7.10
		専門委員	若干名	26	19	2	2	H23.6.9~H23.7.8
農林水産省	食料・農業・農村政策審議会	委員	3	133	28	3	1	H12.11.17~H12.12.4
		委員	4	235	60	4	2	H14.10.8~H14.11.15
		委員	3	231	63	3	1	H17.4.26~H17.6.7
		臨時委員	4	28	4	4	0	H17.6.1~H17.6.30
		委員	2	73	20	2	1	H19.5.4~H19.6.11
	農林物資規格調査会	委員	1	42	23	1	1	H14.10.1~H14.10.31
		専門委員	1			1	1	
		専門委員	2	32	17	2	2	H16.9.27~H16.10.26
		専門委員	1	47	27	1	1	H18.10.2~H18.10.31
		委員	1	17	11	1	1	H23.5.27~H23.6.10
	林政審議会	委員	2	23	7	2	2	H18.10.25~H18.11.24
		委員	2	28	4	2	1	H20.10.20~H20.11.17
	水産政策審議会	委員	4	74	16	4	2	H15.2.17~H15.4.11
		委員	3	14	1	3	0	H19.4.15~H19.5.18
		委員	3	17	1	3	0	H21.4.16~H21.5.15
	獣医事審議会	委員及び臨時委員	11	8	1	3	1	H22.6.29~H22.7.27

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
				女性	女性			
農林水産省	農業資材審議会	委員、 臨時委員 及び 専門委員	11	3	2	1	0	H22. 12. 27～H23. 1. 16

2. 募集方法及び選考方法

いずれの審議会等も、あるテーマに関する意見や小論文の提出を応募要件とし、府省内に設置する選考委員会において当該意見等の内容を勘案して選考している。

(参考3)

第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）抜粋

第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
国の審議会等委員に占める女性の割合	33.2% (平成21年)	40%以上 60%以下 (平成32年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	16.5% (平成21年)	30% (平成32年)

(3) 行政分野における女性の参画の拡大

具体的施策	担当府省
ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
④国の審議会等委員における女性の参画の拡大	
・国の審議会等委員について、引き続き、専門的知識・技術を有する女性の発掘・育成、幅広い専門分野からの女性の登用、受益者・消費者という立場からの女性の登用、公募における女性の積極的な選考などによって、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。	全府省
・ <u>国の審議会等委員について、平成32年(2020年)までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員が委員の総数の40%未満としない状態(女性委員の割合が40%以上60%以下)を目指す。</u>	全府省
・ <u>臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32年(2020年)までのできる限り早い時期に、政府全体として、女性委員の割合が30%となることを目指す。</u>	全府省
・団体推薦による審議会等委員について、引き続き、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。	全府省
・各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。	内閣府
・国の審議会等の女性委員等の人材に関して、個人情報保護に配慮しつつ、引き続き情報提供を行う。	内閣府

(参考4)

国の審議会等における女性委員の登用の促進について

平成18年4月4日
男女共同参画推進本部決定

国の審議会等における女性委員の割合については、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部で決定された目標である「30%」を平成17年9月末に達成した。

我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、国の政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある。また、行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等は、国民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要がある。そのためには、人口の半分以上を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましい。

このような基本的考え方に従い、審議会等の委員については、平成32（西暦2020）年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の33.3%となるよう努めるものとする。

臨時委員、特別委員及び専門委員については、平成32（西暦2020）年までのできるだけ早い時期に、政府全体として、女性委員の数が委員の総数の30%となるよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が委員の総数の20%となるよう努めるものとする。

上記目標を達成するため、女性の参画が少ない分野の人材育成について、積極的に施策を講じる。また、団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、関係団体に対し、委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。職務指定委員については、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。委員の人選に当たっては、公募等を活用し、男女双方からの応募が促進されるよう配慮しつつ、所属や肩書き、経験年数にとらわれず、幅広い人材登用に努める。

内閣府においては、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう検討を進めるとともに、各府省と連携を図りながら、適切なフォローアップを行う。